

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書

平成 25 年 10 月 7 日	25 南管財第 644 号
平成 26 年 3 月 14 日	25 南管財第 1073 号
平成 27 年 1 月 5 日	26 南管財第 721 号
平成 28 年 9 月 15 日	28 南管財第 260 号
最終改正 平成 30 年 7 月 17 日	30 南管財第 176 号

1 本書で定める事項は、南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 174 号。以下「試行要領（特別簡易型）」という。）に規定する総合評価落札方式（特別簡易型）及び履行確実性評価方式試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 173 号）により実施するものに適用する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成 25 年南島原市告示第 101 号。以下「実施要綱」という。）第 6 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 試行要領（特別簡易型）第 5 条（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において市長から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成 25 年 8 月 1 日付け 25 南管財第 473 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ケ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、南島原市建設工事成績評定点の取扱要領

(平成 27 年 2 月 13 日付け 26 南管財第 795 号) 1 (2) の工事成績が 65 点未満の場合の入札参加規制期間中でないこと。

コ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制(平成 26 年 3 月 14 日付け南管財第 1060 号)に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体(中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。)でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 他の建設工事の入札(国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。)に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書(実施要綱様式 第 2 号(その 1)、共同企業体を対象とした工事の場合は(その 2))

イ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書の写し(南島原市特定建設工事共同企業体取扱要領(平成 18 年告示第 16 号)様式 1)

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し(申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し(共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)

オ 同種工事の施工実績表(実施要綱 様式第 3 号)及びその添付書類

※ 同種工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、添付書類に代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(実施要綱様式 第 4 号)及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

a 認証取得の登録証の写し

b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類

c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 上記アからクのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料（特別簡易型試行要領運用指針 様式第3号）

イ 上記アのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

ア 申請書等

提出部数は2部（原本1部、写し1部）、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 技術資料

提出部数は2部（原本1部、写し1部）、うち1部（写し）は受付後返却する。

ウ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

エ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

オ 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

カ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

キ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

ク 市は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

ケ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない。

7 入札方法等

① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。

② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。

③ 入札の際、必要に応じて提示を求める場合があるので、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

④ 入札書及び入札用封筒は、南島原市工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。

⑤ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場

合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

8 工事費内訳書の提出

工事費内訳書取扱要領（平成25年10月7日付け25南管財第645号）による。

9 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

10 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合を除く。）
- (14) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (15) 4（2）アからイに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、その書類に記載が全くない場合または虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (16) 技術資料（様式第3号）に記名、押印がない場合。
- (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

11 履行確実性評価方式について

令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としめない場合がある。

12 虚偽記載があった場合の措置

4に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成18年南島原市告示第13号）に基づき指名停止となる場合がある。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間に経過する日まで入札担当課において閲覧に供する。

14 契約書の作成

必要。ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事にあつては、落札決定通知を受けた日から7日以内に仮契約を締結し、市議会の議決後、市がその旨を通知した時に本契約となる。

15 請負代金の支払条件

(1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。

(2) 請負代金額1千5百万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1500万円未満	行わない	5000万円以上	2 回
1500万円以上 5000万円未満	1 回		

16 契約の不締結

落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定日から契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、南島原市は一切の損害賠償の責めを負わない。

17 契約の解除

落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に配置（建設業法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

18 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の担保

技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

(2) その他

発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

19 その他

(1) 予定価格及び履行確実性評価価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決

定の日までの間において 10 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。

- (3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に配置（建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合は専任で配置）しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告 2 の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。
- (4) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、南島原市契約規則（平成 18 年南島原市規則第 44 号）、南島原市建設工事執行規則（平成 18 年南島原市規則第 45 号）、南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 174 号）及び、履行確実性評価方式試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 173 号）の定めるところによる。